

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年5月18日

北本市長 現王園 孝 昭

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

### 1 相手方

### 2 事故の概要

平成26年4月17日（木）午前11時頃、北本市立南小学校校庭において、体育の授業中に相手方が他の児童と接触し、顔面を負傷したもの

### 3 損害賠償の額

155,990円

平成27年4月17日

北本市長 石 津 賢 治